

公 告

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により意見書の提出があったので、同条第3項の規定により概要を公告する。
なお、その意見書は令和7年3月19日から1月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

令和7年3月19日

岐阜県知事 江崎 複英

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス香蘭店
岐阜市香蘭二丁目30番 外3筆

2 意見の概要

岐阜市長の意見
・駐車場法に定める技術的基準への適合等